

「ぎふっこまんなか社会」情報発信業務委託

プロポーザル公募要領

【留意事項】

令和8年第1回岐阜県議会定例会において本事業に係る令和8年度当初予算が可決成立しない場合は、今回の企画提案による業務は実施しませんので、予めご承知願います。
なお、このことに伴い、プロポーザル参加者において損害が生じた場合にあっては、県ではその損害について一切負担しません。

第1 事業の趣旨・目的

本業務は、「子ども・女性部」が「岐阜県子ども計画」に基づき推進する様々な施策をわかりやすく県民へ情報発信することで、子ども・子育てにやさしい社会づくりに向けた意識醸成を図り、もって「ぎふっこまんなか社会」実現を目指すことを目的とする。

第2 募集の内容

- 1 委託業務名
「ぎふっこまんなか社会」情報発信業務委託
- 2 委託業務内容
別紙「「ぎふっこまんなか社会」情報発信業務委託仕様書」のとおり
- 3 委託業務期間
契約締結日から令和9年3月19日（金）まで
- 4 委託費の上限
2,640,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

第3 プロポーザルに係る事項

1 プロポーザル参加者要件

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人その他団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等で構成される団体（以下「共同体」という。）であることとします。

また、単独の法人等にあつては下記①から⑧までのすべての要件を満たす必要があり、共同体にあつては、代表構成員は①から⑧を満たし、かつ代表構成員を含むすべての構成員が②からまでのすべての要件を満たしていることとします。

- ① 岐阜県内に本社、本店、支店または活動拠点を置いている法人等であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ プロポーザル評価会議を開催する日において、岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- ④ 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
ア 破産者で復権を得ない者
イ 拘禁刑以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第

2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

- ⑥ 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。
- ⑦ 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑧ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。

2 プロポーザルの手続等

(1) スケジュール

① 公募要領等の公表・配布	令和8年2月6日(金)～令和8年3月2日(月)
② 公募要領等に関する質問受付	令和8年2月6日(金)～令和8年3月2日(月)
③ プロポーザル参加申込受付	令和8年2月6日(金)～令和8年3月2日(月)
④ 企画提案書の受付	令和8年2月6日(金)～令和8年3月9日(月)
⑤ プロポーザル評価会議	令和8年3月下旬
⑥ 審査結果の通知・公表	令和8年3月下旬

(2) 公募要領等の配布日時

令和8年2月6日(金)正午から令和8年3月2日(月)午後5時15分までの毎日
(県の機関の休日を除きます。)

(3) 公募要領等の配布場所

原則として、県公式ホームページからダウンロードしてください。郵送での配布は行いません。

- ・掲載場所：トップページ／入札・公売／入札公告／公募型プロポーザル
- ・URL：<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/bid/>

(4) 公募要領等に係る質問書の受付及び回答の公表

① 受付期間

令和8年2月6日(金)～令和8年3月2日(月)

② 質問書提出方法

プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、令和8年3月2日(月)17時15分までに質問書(別添1)をFAX、電子メール(ファイル形式はMicrosoft Wordとしてください。)又は郵送により、岐阜県子ども・女性政策課に提出してください。

※提出した場合は、届いているかの確認を電話にて行ってください。

※メール送信の際は、件名に「「ぎふっこまんなか社会」情報発信業務委託」と記した上で送信してください。

③ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他の正当な利益を害する恐れがあるものを除き、随時、上記ホームページ上にて公開します。

(5) プロポーザル参加申込書の受付

① 受付期間

令和8年2月6日(金)～令和8年3月2日(月)

② 提出書類

「ぎふっこまんなか社会」情報発信業務委託プロポーザル参加申込書（別添2）

③ 提出方法

令和8年3月2日（月）17時15分までに持参又は郵送により、岐阜県子ども・女性政策課に提出してください。

※郵送の場合も令和8年3月2日（月）17時15分必着とします。

※郵送の場合は必ず「簡易書留」とし、届いているかの確認を電話にて行ってください。

※持参による提出のため岐阜県庁舎に入る際は、県公式ホームページ上に掲載されている「入庁フロー」を確認してください。

(6) 企画提案書の作成・受付

① 受付期間

令和8年2月6日（金）～令和8年3月9日（月）

② 提出書類

ア 企画提案書について（様式1）

イ 企画提案書（内容は、仕様書及び審査基準を踏まえたものとする。）

ウ 費用積算書（様式2）

エ 「プロポーザル参加資格」が確認できる書類

・「岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）」に登載されている場合は、省略することができます。

オ 法人概要書（様式3）及び関係書類

・履歴事項全部証明書（提出日において発行日から30日以内のもの）

・直近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの（団体の場合は、同様の内容が分かる資料）

カ 誓約書（様式4）

キ 共同体構成員届出（様式5）（共同体の場合）

ク 「ぎふっこまんなか社会」情報発信業務委託に関する共同体協定書の写し（様式6）（共同体の場合）

ケ 委任状（様式7）（共同体の場合）※構成員ごとに提出してください。

コ 社会的課題への取組み（様式8）

※企画提案書には補足説明資料を添付することができます。（日本工業規格A4縦型（一部A3版資料折込使用可））

※使用する言語は日本語、通貨は日本円とします。

③ 提出部数

8部（原本1部、副本7部）

④ 提出方法

令和8年3月9日（月）17時15分までに持参又は郵送により、岐阜県子ども・女性政策課に提出してください。

※郵送の場合も令和8年3月9日（月）17時15分必着とします。

※郵送の場合は必ず「簡易書留」とし、届いているかの確認を電話にて行ってください。

※持参による提出のため岐阜県庁舎に入る際は、県公式ホームページ上に掲載されている「入庁フロー」を確認してください。

(7) プロポーザル参加に際しての注意事項

① 失格又は無効

次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効となります。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 公募要領に違反すると認められる場合

- オ 評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- キ 委託費の上限額を超える見積額を提案した場合
- ク 事業者評価終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- ケ その他評価結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- ② 著作権・特許権等
提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとします。
- ③ 複数提案の禁止
参加者は、複数の提案書の提出はできません。
- ④ 提出書類の変更の禁止
提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めません。（軽微なものを除く。）
- ⑤ 返却等
提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ⑥ 費用負担
企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて提案者の負担とします。
- ⑦ その他
- ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書等提出書類の提出がなされない場合は、辞退したものとします。
- イ 参加者は、企画提案書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとします。
- ウ 参加者が共同体で申し込む場合は、企画提案書等において共同体を構成する法人等が委託業務の遂行上果たす役割をそれぞれ明らかにするとともに、必ず代表法人等が応募手続きを行い、対応窓口になることとしてください。
- エ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成 12 年岐阜県条例第 56 号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- オ 企画提案書の提出後に辞退する場合は、評価会議開催日の前日の正午までに、辞退届（様式自由）を岐阜県男女共同参画・女性の活躍推進課（令和 7 年 4 月以降は男女共同参画推進課）に持参又は郵送により申し出てください。また、郵送の場合は必ず「簡易書留」とし、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。
- (8) 見積書作成に当たっての注意事項
- ・ 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込額とします。
 - ・ 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず見積もった金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額を記載してください。
 - ・ 一般管理費については、事業費の 10%以内としてください。

第 4 評価に係る事項

1 評価方法

評価は、県が別に定める構成員により組織された「「ぎふっこまんなか社会」情報発信業務委託」プロポーザル評価会議においてプレゼンテーションと企画提案書類により行います。

なお、事業者の選定に当たっては、評価基準（別表 1）に基づき、内容の評価を行い、競争性・透明性の確保に十分配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、

採点します。

2 評価会議

- (1) 開催日時
令和8年3月下旬（予定）
- (2) 開催場所
県が指定する場所
- (3) 企画提案の所要時間（予定）

プレゼンテーション	20分間以内
構成員からの質疑	10分間程度

 - ・開催日時・場所は予定であり、正式な時間・場所は後日、企画提案業者に通知します。
- (4) 注意事項
 - ・参加人数は3名までとしてください。（共同体においても1共同体あたり3名）
 - ・パソコンやスライド機材等を使用することはできません。
 - ・プレゼンテーション当日、新規に資料を追加することはできません。
 - ・各提案者は、他の提案者のプロポーザル提案を傍聴することができません。
 - ・指定の時間に遅れた場合には、評価対象といたしません。

3 評価項目及び配点

別表のとおり

4 最優秀提案者の選定方法

- (1) 選定方法
 - 県が別に定める「ぎふっこまんなか社会」情報発信業務委託プロポーザル評価要領に基づき、評価会議において次のとおり選定します。
 - ア 構成員ごとに提案者の評価合計点を算定します。
 - イ アの評価合計点の高い順に順位点を、次により付与します。
 - 1位：提案者数と同一の点数。
 - 2位以下：1位の点数から順に1点ずつ減じた点数。
 - ウ 提案者ごとに順位点を合計し、順位点の合計が最も高い者（以下「最高得点者」という。）を最優秀提案者として決定します。
 - エ 各構成員の評価点の合計が、評価点上限の合計点の60%以上であることを最低基準とします。
- (2) 複数の最高得点者が生じた場合
 - 複数の最高得点者が生じた場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者とします。
 - なお、提案金額が同額である者が複数いる場合は、当該提案者によるくじ引きにより最優秀提案者を決定します。
- (3) 提案者が1者またはない場合の取り扱い
 - 提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において最低基準点を満たすときは当該提案者を最優秀提案者とします。最低基準点に満たない場合、または提案者がいない場合は、該当者なしとします。

5 選定結果の通知及び公表

- (1) 選定結果は、速やかに提案者に文書で通知するとともに、以下の項目を県のホームペ

ージ上で公表します。

- ① 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び評価点
 - ② 全提案者の名称（申込順）
 - ③ 全提案者の評価点及び順位点（得点順）（提案金額を含む。提案者の名称は秘匿）
 - ④ 最優秀提案者の選定理由
 - ⑤ 評価会議構成員の氏名
 - ⑥ 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由
- ※提案者が2者の場合には、提案者の競争上の地位に配慮し、③は公表しません。

第5 契約の締結

1 契約の締結

選定した契約交渉の相手方と県とが協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結します。

2 仕様書に係る協議

仕様書の内容は、提案された内容を基本としますが、契約交渉の相手方と県とが行う協議により、必要に応じて仕様書の内容を変更して契約を締結するため、契約額が見積額と異なる額になる場合があります。

3 協議が整わない場合

選定した契約交渉の相手方と県とが行う仕様の協議が整わない場合は、評価結果において順位点が次に高い提案者（基準点を満たす者に限る。）と協議を行います。

4 公募要領への疑義

この公募要領の記載事項について疑義がある場合は、その都度、両者が協議して進めることとします。

5 電子契約サービスを利用した電子契約の締結

契約の締結に当たっては、電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの希望の確認を行いますので、電子契約の締結を希望する場合は、速やかに「電子契約意向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書」（様式9）を提出してください。

第6 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

事業者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法その他関係法令を遵守してください。

2 業務の一括再委託の禁止

事業者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

3 個人情報の保護

事業者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

4 守秘義務

事業者は、委託業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

5 「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務

(1) 妨害又は不当要求に対する通報義務

事業者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念上等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければなりません。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがあります。

(2) 履行期間の延長

事業者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長を請求することができます。

第7 業務の継続が困難となった場合の措置について

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消しができることとします。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。

なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うこととします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について両者協議し、一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第8 その他

最優秀提案者が、岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領又は岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間に受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとし、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

第9 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1

岐阜県子ども・女性政策課

T E L : 058-272-1918 (直通)

F A X : 058-278-2892

電子メールアドレス : c11239@pref.gifu.lg.jp